

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2022年1月19日

理事長 清野 智

## 訪日外客数（2021年12月および年間推計値）

～ 12月：12,100人、年間：245,900人、国際的な移動の制約続く ～

- 2021年12月の訪日外客数は12,100人（COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の影響前の2019年同月比99.5%減）で、2021年計は245,900人（2019年比99.2%減）となった。これは、COVID-19感染拡大防止策の一環として国境をまたぐ往来が制限され、日本においても観光目的の入国が引き続き認められていないことによるもので、2021年計は2020年をも下回り、日本政府観光局による訪日外客数公表開始（1964年）以来最低の数値となった。
- 2020年1月下旬以降のCOVID-19の拡大により、多くの国で海外渡航制限等の措置が取られ、日本においても検疫強化、査証の無効化等の措置が取られる中で、COVID-19の感染状況の変化により日本及び各国の措置は緩和・強化が繰り返されてきた。
- 2021年に入り、ワクチン接種の普及等を受けて入国制限や入国後の行動制限を緩和する国も増加していたが、11月には新たなCOVID-19変異株（オミクロン株）の発生を受けて複数の国・地域で入国制限や入国後の行動制限を再び強化する動き等もあり、このような各国の出入国規制の変化や感染状況の変化を踏まえ、市場動向を引き続き注視していく必要がある。

\* 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

\* 月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

[https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor\\_trends/index.html](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html)

「月別推計値（Excel）」、「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2021年）（PDF・Excel）」

\* 最新の市場動向トピックスは下記リンク参照のこと。（※11・12月のトピックスは2022年1月末頃に掲載予定。）

[https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound\\_market/report.html](https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html)

\* 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

### 【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL：03-5369-6020 E-MAIL：data@jnto.go.jp

# 2021年 訪日外客数・出国日本人数 (対2019年比)

## 2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2019)

日本政府観光局(JNTO)  
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2022年1月19日  
19/Jan/2022

(単位:人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2019	2021	伸率 Change %	2019	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,689,339 (2,345,029)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,452,157	48,691	-96.6
2 Feb.	2,604,322 (2,341,479)	7,355 (266)	-99.7 (-100.0)	1,534,792	24,807	-98.4
3 Mar.	2,760,136 (2,411,650)	12,276 (374)	-99.6 (-100.0)	1,929,915	28,896	-98.5
4 Apr.	2,926,685 (2,640,569)	10,853 (740)	-99.6 (-100.0)	1,666,546	35,905	-97.8
5 May	2,773,091 (2,455,865)	10,035 (1,057)	-99.6 (-100.0)	1,437,929	30,121	-97.9
6 Jun.	2,880,041 (2,614,533)	9,251 (1,657)	-99.7 (-99.9)	1,520,993	30,666	-98.0
7 Jul.	2,991,189 (2,713,329)	51,055 (42,621)	-98.3 (-98.4)	1,659,166	43,184	-97.4
8 Aug.	2,520,134 (2,206,746)	25,916 (13,304)	-99.0 (-99.4)	2,109,568	66,051	-96.9
9 Sep.	2,272,883 (1,913,105)	17,720 (1,124)	-99.2 (-99.9)	1,751,477	52,366	-97.0
10 Oct.	2,496,568 (2,177,382)	22,113 (2,287)	-99.1 (-99.9)	1,663,474	50,841	-96.9
11 Nov.	2,441,274 (2,145,425)	* 20,700	* -99.2	1,642,333	51,774	-96.8
12 Dec.	2,526,387 (2,292,029)	* 12,100	* -99.5	1,712,319	* 48,900	* -97.1
1~12 Jan.-Dec.	31,882,049 (28,257,141)	* 245,900	* -99.2	20,080,669	* 512,200	* -97.4

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 訪日外客数のうち、2021年の\*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2019年の値は確定値である。

◆注4: 訪日外客数及び\*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注5: ( )内は、総数のうちの観光客数である。

◆注6: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2021 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2021), while \* stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 4. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 5. The figures in ( ) represent the number of tourists among the total.

# 【参考】2021年 訪日外客数・出国日本人数（対2020年比）

【reference】2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2020)

日本政府観光局(JNTO)

Japan National Tourism Organization (JNTO)

2022年1月19日

19/Jan/2022

(単位:人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2020	2021	伸率 Change %	2020	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,661,022 (2,287,755)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,380,762	48,691	-96.5
2 Feb.	1,085,147 (898,976)	7,355 (266)	-99.3 (-100.0)	1,316,820	24,807	-98.1
3 Mar.	193,658 (119,645)	12,276 (374)	-93.7 (-99.7)	272,697	28,896	-89.4
4 Apr.	2,917 (776)	10,853 (740)	272.1 (-4.6)	3,915	35,905	817.1
5 May	1,663 (108)	10,035 (1,057)	503.4 (878.7)	5,539	30,121	443.8
6 Jun.	2,565 (226)	9,251 (1,657)	260.7 (633.2)	10,663	30,666	187.6
7 Jul.	3,782 (418)	51,055 (42,621)	1249.9 (10,096.4)	20,295	43,184	112.8
8 Aug.	8,658 (482)	25,916 (13,304)	199.3 (2,660.2)	37,137	66,051	77.9
9 Sep.	13,684 (497)	17,720 (1,124)	29.5 (126.2)	31,606	52,366	65.7
10 Oct.	27,386 (760)	22,113 (2,287)	-19.3 (200.9)	31,049	50,841	63.7
11 Nov.	56,673 (1,030)	*20,700	*-63.5	30,703	51,774	68.6
12 Dec.	58,673 (1,557)	*12,100	*-79.4	33,033	*48,900	*48.0
1~12 Jan.-Dec.	4,115,828 (3,312,230)	*245,900	*-94.0	3,174,219	*512,200	*-83.9

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、2021年の\*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2020年の値は確定値である。

◆注3: 訪日外客数及び\*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ( )内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2020) and provisional (2021), while \* stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in ( ) represent the number of tourists among the total.

## 2021年12月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2019年比）

Visitor Arrivals for Dec. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2019)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2019年 12月	2021年 12月	伸率(%)	2019年 1月～12月	2021年 1月～12月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,526,387	12,100	-99.5	31,882,049	245,900	-99.2
韓国	South Korea	247,959	1,100	-99.6	5,584,597	19,000	-99.7
中国	China	710,234	1,800	-99.7	9,594,394	42,300	-99.6
台湾	Taiwan	348,269	300	-99.9	4,890,602	5,100	-99.9
香港	Hong Kong	249,642	70	-100.0	2,290,792	1,250	-99.9
タイ	Thailand	164,936	200	-99.9	1,318,977	2,700	-99.8
シンガポール	Singapore	100,376	50	-100.0	492,252	860	-99.8
マレーシア	Malaysia	78,250	60	-99.9	501,592	1,800	-99.6
インドネシア	Indonesia	59,203	300	-99.5	412,779	5,300	-98.7
フィリピン	Philippines	81,542	200	-99.8	613,114	5,500	-99.1
ベトナム	Vietnam	30,606	300	-99.0	495,051	26,500	-94.6
インド	India	11,739	1,200	-89.8	175,896	8,800	-95.0
豪州	Australia	72,653	100	-99.9	621,771	3,300	-99.5
米国	U.S.A.	144,498	1,000	-99.3	1,723,861	20,000	-98.8
カナダ	Canada	35,132	100	-99.7	375,262	3,600	-99.0
メキシコ	Mexico	6,499	40	-99.4	71,745	1,120	-98.4
英国	United Kingdom	27,750	200	-99.3	424,279	7,300	-98.3
フランス	France	20,261	200	-99.0	336,333	7,000	-97.9
ドイツ	Germany	13,639	100	-99.3	236,544	5,200	-97.8
イタリア	Italy	11,196	70	-99.4	162,769	3,570	-97.8
ロシア	Russia	8,833	80	-99.1	120,043	3,760	-96.9
スペイン	Spain	7,295	60	-99.2	130,243	3,050	-97.7
中東地域	Middle East	5,554	90	-98.4	95,160	2,830	-97.0
その他	Others	90,321	4,480	-95.0	1,213,993	66,060	-94.6

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 上記の2019年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注4: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。  
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注5: 中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注6: 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:162の国、地域(12月28日現在))

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2021 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 4. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 5. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 6. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(162 countries or regions are subject to denial of landing as of December 28th).

## 【参考】2021年12月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2020年比）

[reference] Visitor Arrivals for Dec. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2020)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2020年 12月	2021年 12月	伸率(%)	2020年 1月～12月	2021年 1月～12月	伸率(%)
総数	Grand Total	58,673	12,100	-79.4	4,115,828	245,900	-94.0
韓国	South Korea	2,808	1,100	-60.8	487,939	19,000	-96.1
中国	China	18,365	1,800	-90.2	1,069,256	42,300	-96.0
台湾	Taiwan	975	300	-69.2	694,476	5,100	-99.3
香港	Hong Kong	287	70	-75.6	346,020	1,250	-99.6
タイ	Thailand	683	200	-70.7	219,830	2,700	-98.8
シンガポール	Singapore	121	50	-58.7	55,273	860	-98.4
マレーシア	Malaysia	300	60	-80.0	76,573	1,800	-97.6
インドネシア	Indonesia	3,322	300	-91.0	77,724	5,300	-93.2
フィリピン	Philippines	2,319	200	-91.4	109,110	5,500	-95.0
ベトナム	Vietnam	15,713	300	-98.1	152,559	26,500	-82.6
インド	India	1,628	1,200	-26.3	26,931	8,800	-67.3
豪州	Australia	164	100	-39.0	143,508	3,300	-97.7
米国	U.S.A.	1,348	1,000	-25.8	219,307	20,000	-90.9
カナダ	Canada	183	100	-45.4	53,365	3,600	-93.3
メキシコ	Mexico	49	40	-18.4	9,528	1,120	-88.2
英国	United Kingdom	353	200	-43.3	51,024	7,300	-85.7
フランス	France	449	200	-55.5	43,102	7,000	-83.8
ドイツ	Germany	296	100	-66.2	29,785	5,200	-82.5
イタリア	Italy	153	70	-54.2	13,691	3,570	-73.9
ロシア	Russia	389	80	-79.4	22,260	3,760	-83.1
スペイン	Spain	134	60	-55.2	11,741	3,050	-74.0
中東地域	Middle East	104	90	-13.5	7,806	2,830	-63.7
その他	Others	8,530	4,480	-47.5	195,020	66,060	-66.1

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2020年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。  
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：162の国、地域(12月28日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2020 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(162 countries or regions are subject to denial of landing as of December 28th).

# 地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2021年10月1日以降、有効なワクチン接種証明書の保持等を条件とした入国後の待機期間の短縮措置を実施し、11月8日以降、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び長期間の滞在者について、一定の条件の下に新規入国を原則として認めることとしたが、オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）に対する水際措置の強化のため、11月30日以降、2月末までの間、これらの措置を停止することとした。

2022年1月15日以降、自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間につき、オミクロン株が支配的になっている国・地域（現時点では全ての国・地域）からの帰国者・入国者については14日間から10日間に短縮された。

注）当該「地域別訪日旅行市場の概況」においては、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

## 1. アジア

### ①東アジア

#### ● 韓国は、1,100人（対2019年同月比99.6%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び6日目の再検査等の対象となっている。
- ・ 韓国政府による日本への海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が引き続き発令されている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内に発給されたPCR検査陰性証明書の提示、入国後1日目、10日間の自宅隔離及び隔離解除前のPCR検査受検が義務づけられている。
- ・ 日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

#### ● 中国は、1,800人（対2019年同月比99.7%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ 2020年4月21日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の日本への渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、フライト搭乗前2日以内に実施したPCR検査と抗体検査（IgM抗体検査）の陰性証明の取得及び搭乗時の陰性証明書の提示、原則として14日間の施設での隔離等が求められている。

・日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 台湾は、300人（対2019年同月比99.9%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・10日間待機等）、査証免除措置の停止の対象となっている。

・台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入境については、搭乗日を含まず2日以内に検査したPCR検査陰性報告書などの提示が必要であり、2021年12月14日から2022年2月14日までの期間中は、台湾における入境後の14日間の隔離及び7日間の自主健康管理、隔離期間中及び自主健康管理期間中の検査受検等が必要となっている。

・日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 香港は、70人（対2019年同月比100.0%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・香港政府による日本への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入境については、日本は「GroupA（高リスク国）」に指定されており、ワクチン完全接種を条件として、入境時に日本出発前48時間以内のPCR検査陰性証明書などの提出、21日間の指定検疫ホテルでの隔離及び強制検疫期間中6回のPCR検査、入境後26日のPCR検査受検等が求められている。

・日本への直行便は 2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② **東南アジア**

● タイは、200人（対2019年同月比99.9%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国について、到着時のPCR検査受検、10日間の隔離、隔離終了前の指定された日のPCR検査受検等が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は、所定の条件を満たせば隔離措置が7日間に短縮される。

・日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● シンガポールは、50人（対2019年同月比100.0%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、出国前48時間以内のPCR検査等受検、政府指定施設での7日間の隔離、隔離終了前の指定された日のPCR検査受検が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は条件を満たせば指定施設に代えて自宅や自己手配ホテルでの隔離が可能になっている。
- ・ 日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、60人（対2019年同月比99.9%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ マレーシア政府から出された活動制限令により日本への出国禁止が継続されているが、10月11日以降、ワクチン接種完了者の日本への渡航が許可されている。自国民の日本からの入国については、マレーシアへの出発3日前のPCR検査陰性証明書の提出、入国時のPCR検査、10日間の隔離及び隔離施設退出2日前のPCR検査受検等が義務付けられている。ワクチン接種完了者は、隔離期間が7日間に短縮され、条件を満たせば指定施設に代えて自宅隔離が可能になっている。
- ・ 日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドネシアは、300人（対2019年同月比99.5%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ インドネシア政府により日本への渡航延期勧告が出されている。自国民に対し出入国時のワクチン接種証明書の提示が求められており、原則として自国民の日本からの入国については、インドネシアへの出発72時間前のPCR検査の陰性証明書の提出及び到着時のPCR検査受検と7日間の政府指定ホテルでの隔離及び隔離最終日のPCR検査受検が義務付けられ、入国後14日目までの自己隔離が推奨されている。
- ・ 日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、200人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指



定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、フィリピンへの出発72時間前のPCR検査の陰性証明書の提出、到着日を初日として7日目のPCR検査受検及び検査結果が出るまでの施設での隔離、その後入国から14日目まで隔離等が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は、PCR検査受検は到着日を初日として5日目となる。

・日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、300人（対2019年同月比99.0%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、陰性証明書等の提出と入国後7日間の集中隔离、3日目及び7日目のPCR検査受検、その後、入国から14日目までの自宅・居住地での健康観察、外出の差し控え等を行うこととされているが、隔離期間終了後の扱いについては、勤務先又は居住先の省・市によって異なる。一方、2021年9月以降の一部路線では、一定の条件を満たしたワクチン接種者について、集中隔离期間は3日間、PCR検査受検も3日目のみとなり、その後、入国から14日目までが健康観察期間となる。

・日本への直行便は 2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドは、1,200人（対2019年同月比89.8%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

・インド政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、インドへの出発72時間前のPCR検査の陰性証明書の提出、自宅等での14日間の隔離等（PCR検査の陰性証明を出国前72時間以内に取得すれば14日間のセルフモニタリングの実施のみ）が必要となる。

・日本への直行便は、2022年1月も引き続き運休・減便となっている。

## 2. 豪州、北米

● 豪州は、100人（対2019年同月比99.9%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・10日間待機等）、査証免除措置

停止の対象となっている。なお、首都特別地域など一部の州が、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

・ 豪州政府により日本への渡航は十分注意とされ申請が必要となるが、ワクチン接種完了者の渡航禁止は撤廃され申請なしでの海外渡航が可能となった。自国民の日本からの入国については、フライト出発予定時刻の72時間以内のPCR検査受検及び空港での陰性証明書の提示等が義務付けられている。また、州や地域によって規制内容は異なるが、殆どの州や地域において、検査受検、指定宿泊施設や検疫所（自己負担）又は家で14日間の隔離が必要となる。なお、ワクチン接種を完了した者は隔離の対象となる期間が短縮される州や地域もある。

・ 日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 米国は、1,000人（対2019年同月比99.3%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査（及び一部の州については6日目の再検査）等の対象となっている。

・ 米国政府により、日本への渡航はレベル3の「渡航の再検討」とされている。自国民の日本からの入国については、出国前24時間以内に取得した陰性証明書の提示が義務付けられているほか、帰国後、3～5日後にPCR検査を受検のうえ5日間の自己隔離が求められている。なお、ワクチン接種完了者は隔離不要となるが、3～5日後の検査で陽性となった場合には隔離が求められる。

・ 日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、100人（対2019年同月比99.7%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

・ カナダ政府により、日本への渡航はレベル3の「不要な渡航自粛」とされている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内に取得した陰性証明書の提示、上陸時のPCR検査の受検、8日目のPCR検査再受検、14日間の隔離等が義務付けられている。なお、政府指定のワクチンを入国14日前以前に接種済みの場合、8日目のPCR検査再受検、14日間の隔離が不要となるが、上陸時のPCR検査の結果が出るまでは、自主隔離が必要になる。

・日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、40人（対2019年同月比99.4%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

・日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

### 3. 欧州

● 英国は、200人（対2019年同月比99.3%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、出発する前の2日以内に受検した陰性証明書の提示が義務付けられるとともに、入国後2日目以前及び8日目以降のPCR検査受検、10日間の自主隔離等が求められている。なお、入国後5日目の任意のPCR検査の受検により陰性であれば、隔離の早期終了が可能となる。また、英国及び英国がワクチン接種証明を受け入れている国・地域にてワクチン接種を完了した者は、陰性証明書の提示、10日間の隔離及び入国後8日目以降のPCR検査受検が免除される。

・日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、200人（対2019年同月比99.0%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、出発48時間前以内のPCR検査陰性証明書又は抗原検査陰性証明書の提出が求められている。

・日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ドイツは、100人（対2019年同月比99.3%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。

- ・ 自国民の日本からの入国については、入国前48時間以内の抗原検査又はPCR検査受検及び陰性証明書の提示、ワクチン接種証明書又は快復証明書の提示のいずれかが義務付けられている。

- ・ 日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、70人（対2019年同月比99.4%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。

- ・ 自国民の日本からの入国については、入国前72時間以内に実施したスワブ検体によるPCR検査又は入国前24時間以内に実施した抗原検査の陰性証明提示等が義務付けられている。なお、上記に加えて、ワクチン接種証明書又は治癒証明書が提示できない場合、5日間の隔離及び隔離期間終了時の検査受検が必要となる。

- ・ 日本への直行便は、2022年1月も引き続き運休となっている。

● ロシアは、80人（対2019年同月比99.1%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

- ・ 自国民の日本からの入国については、入国後3日以内にPCR検査を受検し、政府ポータルサイトから結果を報告する必要がある。ただし、ロシア国内において12カ月以内にワクチンを接種済又は6カ月以内にCOVID-19から回復済であれば、これを証明する書類をサイトに登録することで、PCR検査の陰性結果に替えることができる。

- ・ 日本への直行便は、2022年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● スペインは、60人（対2019年同月比99.2%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10日間待機等）、査

証の効力停止等の対象となっている。また、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、ワクチン接種証明書の提示、入国前 72 時間以内の PCR 検査受検及び陰性証明書の提示、入国前 48 時間以内の抗原検査受検及び陰性証明書の提示の提示、快復証明書のいずれかの提示等が必要となる。
- ・日本への直行便は、2022 年 1 月も引き続き運休となっている。

#### 4. 中東地域

##### ● 中東地域は、90 人（対 2019 年同月比 98.4%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・10 日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。また、イスラエル、アラブ首長国連邦、カタール、トルコは、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等の対象となっている。
- ・ アラブ首長国連邦及びトルコを除く中東地域各国で日本への渡航が引き続き規制されている。なお、サウジアラビアではワクチン第 2 接種完了又は第 1 接種から 14 日以上経過している人の海外旅行が解禁になるなど、一部の国では条件を満たせば出国規制が緩和されている。
- ・自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR 検査受検、陰性証明書の提出、指定アプリのダウンロード等、入国制限や入国後の行動制限が設けられている。なお、イスラエルでは政府が承認したワクチン接種完了者は検査の陰性結果を受領するまで又は受検後 24 時間が経過するまでのいずれか短い期間の隔離となるなど、一部の国では条件を満たせば入国制限や入国後の行動制限が緩和されている。
- ・日本への直行便は、2022 年 1 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2022 年 1 月 17 日現在)